

# 作業区域及び作業時間等

【騒音】環境庁告示 16 号  
【振動】振動規制法施行規則 別表第一

区域の区分		作業可能 時間帯	1日の 作業時間	同一場所の 連続作業時間	日曜・ 休日作業
用途地域					
第1号区域	・ 第一種低層住居専用地域	7～19時	10時間 以内	6日以内	禁止
	・ 第二種低層住居専用地域				
	・ 第一種中高層住居専用地域				
	・ 第二種中高層住居専用地域				
	・ 第一種住居地域				
	・ 第二種住居地域				
	・ 準住居地域				
	・ 商業地域				
	・ 近隣商業地域				
	・ 準工業地域				
	・ 田園住居地域				
第2号区域	・ 工業地域のうち学校・病院等の 周囲おおむね 80m以内の区域	6～22時	14時間 以内		
	・ 工業地域のうち学校・病院等の 周囲おおむね 80m以外の区域				
適用除外【※】		①～④		①②	①～⑤

## ※ 適用除外の要件

① 災害その他非常事態に緊急に作業を行う必要がある場合
② 人の生命・身体の危険防止作業
③ 鉄道の正常運行確保に必要な場合
④ 道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合
⑤ 変電所の変更工事で休日に行う指定のある場合

# 大田区内の適用除外区域

【騒音】大田区告示 102、297 号  
【振動】大田区告示 107、299 号

平和島 1～6丁目	東糀谷 5丁目 23番
昭和島 1～2丁目	東糀谷 6丁目 1～5番
京浜島 1～3丁目	東糀谷 6丁目 6番の一部
城南島 1～7丁目	羽田旭町 3～4番の一部
東海 1～6丁目	羽田旭町 5番
大森南 4丁目 4～5番の一部	羽田旭町 9～10番
大森南 4丁目 6番	羽田旭町 11番の一部
大森南 4丁目 9～12番	羽田空港 1～3丁目
東糀谷 4丁目 5～7番	令和島 1～2丁目
東糀谷 5丁目 20～21番	

ただし、学校・病院等の周囲おおむね 80m以内で行う作業は規制基準が適用されます。